

設計図書等に関する質問及び回答

令和8年8月10日

工事名称			輪島小学校建設工事（中央地区小学校災害復旧・建築工事）	
工事場所			輪島市河井町 地内	
区分	番号	図面番号	質 疑	回 答
			(共通)	
	1		「7 入札及び契約条件（4）契約保証金」について契約金額の100分の10以上の金銭的保証とありますが、公共工事履行保証証券による保証もしくは、損害をてん補する履行保証保険契約の締結後の保険証券の寄託の対応でもよろしかったでしょうか。	お見込みのとおりです。
	2	単価抜設計書	単価抜設計書について確認させていただきます。 表紙の欄外右側に『見積りは設計図書に準拠してご作成ください。本内訳書は参考扱いとなります。』とありますが、数量と項目についてもあくまで参考扱いとの解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
	3	A-g15 B-g15	予定敷地に一般住宅がありますが、着工までに解体し、更地渡しという認識で良いでしょうか？	お見込みのとおりです。
	4	A-g15 B-g15	既設埋設物の分かる資料をご教授ください。 もしくはすべて撤去済みと考えてもよいでしょうか？	解体済みの校舎棟の杭は残置です。
	5	A-i01 B-i01	学童施設用地の駐車場を仮設事務所設置場所として借用することは可能でしょうか？	不可です。
	6		杭工事を施工するにあたり、本設給水から水を撮らせていただいてもよいでしょうか？また、本設給水位置をご教授ください。	メーター設置の上、使用分の料金をお支払いをお願いします。 既設給排水管の位置は別図①参照のこと。
	7		仮設事務所用の下水配管の位置をご教授ください。	既設給排水管の位置は別図①参照ください。 但し、現地確認を必ず行ってください。 (地震の影響にて、撤去済みの樹も見受けられます)
	8	内訳 21. 雑	隣接家屋調査は1棟のみの内訳となっておりますが、学校校舎および東側道路側の家屋調査は不要でしょうか？	不要です。 なお、協議の上、変更追加することは可能です。
	9	A-g01 B-g01	調整池の記載がありますが、別途工事と考えてよいでしょうか？また施工時期はいつになるかご教授ください。	調整池は誤記です。河川課との協議の結果、不要となっています。
	10	A-g02 A-i01	敷地北西側に「建設時学校職員駐車場」との記載がありますが、使用期間についてご教授ください。	南側駐車場を整備するまでとなります。
	11	A-g01 B-g01	職員・地域開放駐車場および、敷地南西角に埋設型雨水貯留槽の記載がありますが、詳細不明です。別途工事と考えてよいでしょうか？また、別途工事の場合施工時期は着工前でしょうか？	調整池は誤記です。河川課との協議の結果、不要となっています。
	12		既存屋内運動場改修工事の施工条件（施工時期・作業時間、昼間施工か夜間作業か）についてご教授ください。	昼間作業とします。学校の夏季休暇・冬季休暇・GW等の休みのほか、学校行事と調整のうえ、施工してください。

設計図書等に関する質問及び回答

令和8年8月10日

工事名称			輪島小学校建設工事（中央地区小学校災害復旧・建築工事）	
工事場所			輪島市河井町 地内	
	13	A-g15 B-g15	建設時学校職員駐車場周辺の撤去工事について、施工時期及び施工条件をご教授ください。	南側駐車場を整備後、職員駐車場として利用しますので、その後の整備となります。
	14		学校行事等による作業不能日の有無および期間についてご教授ください。	今のところ作業制限がかかることは想定していませんが、仮に学校行事等で作業の制限等をお願いする場合は、事前に相談させていただきますと考えます。
	15		学校行事等で、音出し不可などの作業制限はありますか？	今のところ作業制限がかかることは想定していませんが、仮に学校行事等で作業の制限等をお願いする場合は、事前に相談させていただきますと考えます。
	16		電波障害調査の必要はありますか？	必要なしです。
	17		予定敷地は除草後の引き渡しと考えてよいでしょうか？ それとも、除草は必要でしょうか？	除草は想定しておりません。 なお、協議のうえ変更事項とします。
	18		指定仮設にてH2.0 成形鋼板とありますが、コーナー部等でクリアパネルを見込む箇所はありますか？	想定しておりません。 施工者側が必要であれば、創意工夫にて、ご検討頂ければと考えます。
	19		仮設で使用できる下水はありますか？ない場合は仮設浄化槽の設置を見込んでよいでしょうか？	既設給排水管の位置は別図①参照のこと。 ただし、現地確認を必ず行ってください。 （地震の影響にて、撤去済みの柵も見受けられます）
	20		祭典について、地鎮祭のみで、上棟式、竣工式はないと考えてよいでしょうか？また、祭典用施設として、出席者30名程度、テント3間×4間程度と考えてよいでしょうか？	祭典については、地鎮祭のほか、起工式、竣工式を考えています。祭典用施設の大きさは協議によりますが、直近の学校建設に伴う事例では、出席者は最大80名、テント4間×16間+αとなっていました。同規模以上は想定していません。
	21	内訳 その他	残土処分、発生土運搬 27.6kmとありますが、具体的な処分場をご指示ください。	有限会社さくら商事/能登町字神和住/27.6kmを想定しています。
	22	内訳 土工	盛土 B種（杭・改良発生残土）とありますが、杭残土等は自ら利用として盛土に使用するという認識でよいでしょうか？	お見込みのとおりです。
	23	特記仕様書 （別紙1）	実績変更に関わる特記仕様書（別紙1）に、作業員の宿泊に関しては設計変更するという旨の記載がありますが、今回の見積提出にあたっては、作業員の宿泊に関する金額は計上しないということでしょうか？	お見込みのとおりです。
	24	—	輪島市建設工事標準請負契約約款 1頁及び2頁では、下請契約の相手方を輪島市内に本店を有する者から選定すること、並びに工事材料に係る納入契約の相手方を石川県内に本店を有する者から選定し、工事材料を石川県産とすることについて、いずれも「努める」ものとされています。一方で、02-3_特記仕様書（資材調達）1頁では、安定的な資材確保のため、遠隔地から調達せざるを得ない場合の設計変更手続が定められています。つきましては、受注者が輪島市内業者、石川県内業者又は石川県産材料による調達を検討したものの、数量、納期、品質、供給能力等の事情により安定的な確保が困難である場合には、約款上の努力義務違反とは扱われず、遠隔地調達特記に基づく設計変更協議の対象となる理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

設計図書等に関する質問及び回答

令和8年8月10日

工事名称			輪島小学校建設工事（中央地区小学校災害復旧・建築工事）
工事場所			輪島市河井町 地内
	25	—	02-1_特記仕様書等 3頁では、請負契約約款第6条の2第7項に基づき調達する石川県産の工事材料について、「使用材料確認願」により監督員の確認を受け、工事完了後は地元産品について「使用材料報告書」を提出する旨が定められています。当該「使用材料確認願」及び「使用材料報告書」の対象は、石川県産として調達できた工事材料に限られるのでしょうか。それとも、石川県産での調達を検討したが、数量、納期、品質、供給能力等の事情により調達できなかった材料についても、調達できなかった理由及び代替調達先を含めて報告対象となるのでしょうか。また、提出時期、様式及び確認対象となる主要材料の範囲をご教示ください。 受注者は、調達する工事材料を石川県産とするよう努めていただき、「使用材料確認願」及び「使用材料報告書」については、調達できたその石川県産も工事材料に限られます。なお、「使用材料確認願」は調達できたタイミングで、「使用材料報告書」は工事完了後に、任意の様式にて提出ください。確認対象の範囲については事前に定めておらず、石川県産の工事材料について確認することになります。
	26	—	輪島市建設工事標準請負契約約款 2頁では、工事材料に係る納入契約の相手方について、石川県内に本店を有する者の中から選定するよう努める旨が定められています。実際の製造・生産工場が県外に所在する資材を、石川県内に本店を有する販売業者又は納入業者を通じて調達する場合、当該調達は「県内業者からの調達」として評価されるのでしょうか。また、この場合であっても、02-3_特記仕様書（資材調達） 1頁に基づき、製造・生産工場が遠隔地に所在し、平常時よりも輸送費等を要する場合には、遠隔地調達特記に基づく設計変更協議の対象となる理解でよろしいでしょうか。 石川県内に本店を有する販売業者又は納入業者を通じて調達する場合、当該調達は「県内業者からの調達」として扱います。また、遠隔地調達の変更協議については、特記仕様書に基づいた取扱いとなります。
	27	—	02-3_特記仕様書（資材調達） 1頁にいう「遠隔地」について、判断基準をご教示ください。具体的には、石川県外を基準として判断するのでしょうか。 購入費にあつては対象工事の単価地区以外の地域、輸送費にあつては非常時の輸送元が存在する地域より遠方とします。石川県の運用基準を参照ください。
	28	—	02-3_特記仕様書（資材調達） 1頁では、購入費の対象となる建設資材として、生コンクリート、石材・骨材・土砂、アスファルト合材、コンクリート二次製品が記載され、輸送費の対象として仮設材（鋼矢板、敷鉄板等）が記載されています。他方で、同特記仕様書では、購入費について「現着の資材単価」と記載されています。つきましては、購入費対象資材については、現着単価に輸送費相当額を含めて設計変更対象とする理解でよろしいでしょうか。また、仮設材については、購入費又は損料ではなく、輸送費のみが設計変更対象となる理解でよろしいでしょうか。 購入費については現着単価（取引価格）とし、輸送費については遠隔地から現場までの距離について、積算基準及び標準歩掛により算出とします。石川県の運用基準を参照ください。
	29	—	02-3_特記仕様書（資材調達） 1頁に列挙された購入費対象資材及び輸送費対象仮設材以外の資材について、災害復旧需要、地域事情、供給不足等により、平常時よりも輸送費を要して遠隔地から調達せざるを得ない場合、設計変更協議の対象外となるのでしょうか。例えば、鉄筋、鉄骨、型枠材、杭材、地盤改良材、防水材、仕上材その他主要資材について遠隔地調達が必要となった場合の取扱いをご教示ください。対象外とされる場合は、当該増加費用は入札金額に見込むべきものとの理解でよろしいでしょうか。 02-3_特記仕様書（資材調達）の対象外となります。 通常の積算としてください。
	30	—	02-3_特記仕様書（資材調達） 1頁では、遠隔地から資材を調達せざるを得ない理由として、平常時において出荷可能な3社以上の見積依頼書及び辞退が明記された回答書等の原本を提出することが例示されていますが、ここでいう「3社以上」は必須要件でしょうか、それとも調達困難性を示すための例示でしょうか。 調達が困難であることの確認書類になります。
	31	—	02-3_特記仕様書（資材調達） 1頁では、遠隔地から建設資材を調達せざるを得ない場合は「事前に監督員と協議する」ものとされています。この「事前」とは、資材発注前、資材搬入前、又は設計変更請求前のいずれを指すのでしょうか。また、工程上やむを得ず緊急に手配する必要がある場合には、事前に概略事情を監督員へ報告したうえで、証明書類を後日提出する取扱いが可能ですでしょうか。 工事契約後であれば、遠隔地からの調達が必要なが明らかにになった時点で協議していただければ結構です。緊急に必要となった場合は、ご質問のような取扱いも柔軟に対応します。

設計図書等に関する質問及び回答

令和8年8月10日

工事名称			輪島小学校建設工事（中央地区小学校災害復旧・建築工事）	
工事場所			輪島市河井町 地内	
	32	—	02-2_特記仕様書（労働者確保・営繕） 1頁では、受注者が設計変更を希望する場合、工事着手までに概算の実績予定費を含め、様式1により監督員と協議するものとされています。工事着手後に、当初想定できなかった労務需給の変動、地域内労働者の不足、工程変更等により、地域外からの技術者等確保が必要となった場合であっても、速やかに監督員と協議することで設計変更協議の対象となる理解でよろしいでしょうか。また、ここでいう工事着手とは、契約工期ではなく、各工種の着手という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
	33	—	02-1_特記仕様書等では、本工事に使用する材料について、設計図書に定める所要の品質及び性能を有すること、JIS又はJASマーク表示のない材料等については品質・性能、生産施設、安定供給、許認可、実績、営業体制等を満たすこと、必要資料を監督員に提出し承諾を受けること等が定められています。災害復旧需要、供給不足、納期遅延等により、設計図書に記載された材料又はメーカー品の調達が困難となった場合、同等品又は代替品の採用について監督員の承諾を得ることにより対応可能でしょうか。また、同等品又は代替品の採用により、請負代金額又は工期に影響が生じる場合には、輪島市建設工事標準請負契約約款 3頁及び4頁に基づき、設計変更協議の対象となる理解でよろしいでしょうか。	特記仕様書の記載のとおり、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合はこの限りではないとの取扱いが可能ですので、ご相談ください。 設計図書の変更等又は工期に影響が生じる場合には、輪島市建設工事標準請負契約約款第18条第3項及び第4項に基づき、設計変更協議の対象となります。